



にほん 日本で せいかつするとき いろいろな 手続きが ひつようです。いろいろな 手続きについて せつめいします。

1 市役所や 区役所

(1) 市役所や 区役所での 手続き

市役所や 区役所で いろいろな 手続きを します。わからないことが あるときは 市役所や 区役所に きいて ください。

市役所や 区役所の 手続き:

住民登録<住所を 市役所や 区役所に しらせる>

国民年金<みんなが はいる 年金>

国民健康保険<会社で はたらいしていない人が はいる 保険>

小学校や 中学校に はいること(入学)と 学年の とちゅうで はいること(編入)

婚姻届<結婚したことを 市役所や 区役所に しらせる>

出生届<子どもが うまれたことを 市役所や 区役所に しらせる>

死亡届<死んだことを 市役所や 区役所に しらせる>

(2) よるや やすみの 日

市役所や 区役所などは よるや やすみの 日は しごとをしません。でも、しょうめいしよを だす き

かいがある 市役所や 区役所は、よるや、やすみの 日も、しょうめいしよを もらうことが できます。

よるや やすみの 日に でんわや メールで きくことが できる 市役所や 区役所も あります。



2 こせき 戸籍

こせき 戸籍は ひと 人が う 生まれたこと、し 死んだこと、けっこん 結婚したことなどを か 書いたものです。日本には にほん 戸籍法という こせきほう ほうりつが あります。このほうりつで にほん 日本に す 住む人は ひと 結婚したこと、こ 子どもが う 生まれたこと、ひと 人が し 死んだことなどを しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に しらせなければならぬ しらせなければならないと きまっています きまっています。

※こ 子どもが う 生まれたとき、ひと 人が し 死んだとき くに あなたの 国にも しらせて してください。くわしいことは あなたの あなたの くに 国の たいしかん 大使館や りょうじかん 領事館に きいて きて ください。



3 きか 帰化 にほんじん <日本人になること>

きか 帰化は にほんじん 日本人になることです。にほんじん 日本人と けっこん 結婚しても にほんじん あなたは 日本人になることは にほんじん できません。日本人になるためには ほうむしやう 法務省に もうしこんで もうしこんで、にほんこくせき 日本国籍を もらわなければなりません もらわなければなりません。日本人になりたいときは かならず かならず もうしこんで もうしこんで ください ください。ちかくの ほうむきよく 法務局で もうしこんで もうしこんで ください ください。もうしこみに かね お金は いりませ ありません。くわしいことは ほうむきよく ちかくの 法務局に きいて きて ください ください。

にほん ※日本では にじゆうこくせき 二重国籍 ふた <二つの こくせき 国籍を もつこと もつこと>は にほんこくせき できません。日本国籍を もらうとき もらうとき あなたの あなたの こくせき 国籍を すてなければなりません すてなければなりません。



4 死亡届<人が 死んだことを 市役所や 区役所に 知らせる>

人が 死んだとき、市役所や 区役所に 人が 死んだことを 知らせる 紙(死亡届)を だします。死んだ人の 在留カードや 特別永住者証明書は 入国管理局(入管)に かえます。(市役所や 区役所が 入管に かえしてくれるときも あります。)

死んだ人の 国にも 死んだことを 知らせてください。くわしいことは 死んだ人の 国の 大使館や 領事館に きてください。

あなたの 在留資格<ビザ>が「日本人の 配偶者等」で 日本人の 夫 または 妻が 死んだとき 日本に 住むことが できる 期間(在留期間)を ながくすること(更新)は できません。日本に 住みたいときは 入管に きてください。

ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
<p>1 死亡届 出書 市役所や 区役所、病院に あります</p> <p>2 死亡診断書 医者が 書きます</p> <p>3 死亡届を だす人の はんこ(はんこ) はんこ(はんこ)の ない人は サインで も いいです</p>	<p>死亡届を だす人の 住んで いるところか 人が 死んだとこ ろの 市役所や 区役所</p>	<p>死んだことが わかった 日から 7日以内</p>	<p>いりません</p>
<p>1 死んだ人の 在留カード または 特別 永住者証明書</p> <p>2 死亡届受理証明書<死亡届を うけとつ たと 書いた 紙></p> <p>市役所や 区役所で もらいます</p>	<p>ちかくの 入管 ※郵便で かえすことも でき ます。</p> <p>〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京入国管理局おだいば 分室</p>	<p>死んだあと、在留カー ドを 見つけた 日から 14日以内</p>	<p>いりません</p>



ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
	<small>ざいりゅう</small> (ふうとうに「在留カード <small>へんのう</small> <small>か</small> 返納」と書いてください)		



D いろいろな ^{てつづ} 手続き

▲ D いろいろな ^{てつづ} 手続き のトップへ

みほん
見本

死亡届

平成 年 月 日届出

長 坂

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	別 紙	住民票	通 知

(1) (よみかた)		
(2) 氏 名	姓	名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日 (生まれた日から何日以内か、死亡したときを筆名で書く) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
(5) 死亡したところ	番地 番 号	
(6) 住 所 (住民登録をしているところ)	番地 番 号	
(7) 本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番 号	
(8) 死亡した人の夫 または 妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 死亡した人の職業・産業	<small>(職業調査の年一卒業 第一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small> 職業 産業	
その他		
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 住所 番地 番 号 本籍 番地 番 号 筆頭者の氏名 署名 印 年 月 日生	
事件番号		
連絡先	電話 ー ー 届出連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに区のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧ていねいに書いてください。



D いろいろな 手続き

▲ D いろいろな 手続き のトップへ

みほん
見本

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。正しい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男	明治 昭和	年 月 日
	2 女	大正 平成	年 月 日
死亡したとき	平成 年 月 日	午前・午後 時 分	
(12) 死亡したところ (13) 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 出張所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他	
	死亡したところ	管地 番 号	
死亡の原因	(ア) 直接死因	発病（発症） 又は受傷から 死亡までの 期間	
	(イ) (ロ) の原因	◆年、月、日等の 身分で書いて ください。 ただし、日 未満の場合は、 何日等の単位 で書いてください。 （例）1月31日、 5時間20分	
	(ウ) (エ) の原因		
	(オ) (カ) の原因		
手続	手術	1 無 2 有	手術年月日 平成 年 月 日
	解剖	1 無 2 有	
死因の種類	1 病死及び自然死	不慮の外因死	2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 墜、火災及び火傷による傷害
	6 窒息 7 中毒 8 その他	その他及び不詳の外因死	9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因死
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	平成、昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ
	傷害が発生したところの種別	1 住所 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他	市 区 町 村
妊娠又は胎動 胎動の場合でも 書いてください	手続及び状況		
	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数
(17) 産死した場合の 追加事項	グラム	1 単胎 2 多胎（子中胎 子）	満 週
	妊娠・分娩時における母体の病状又は異状	母の生年月日	産前までの妊娠の結果
(18) その他特に付言すべきことがら	1 無 2 有	昭和 年 月 日	出生児 人 死産児 人 （妊娠週22週以後に限る）
		平成 年 月 日	
(19) 上記のとおり診断（検案）する	診断（検案）年月日	平成 年 月 日	
	本診断書（検案書）発行年月日	平成 年 月 日	管地 番 号
	（氏名） 医師		印

全年月日が不詳の場合は、指定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

傷病名等は、日本語で書いてください。

「腫」では、各傷病について発病の方（例：急性）、病因（例：喉頭がん）、部位（例：胃横断がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠週数」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠週数の分産中」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「産後週別産後週例日」と書いてください。

「腫及び」欄に関係した手術について、再式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や依頼等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「墜、火災及び火傷による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「住居」とは、住宅、旅館等、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波検査等により算定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。



5 いんかん(はんこ)

にほん

日本では サインは つかいません。サインの かわりに いんかん(はんこ)を つかいます。

5-1 いんかん(はんこ)

いんかん(はんこ)には「みとめいん 認印」と「じついん 実印」があります。どちらも はんこ 屋で かう 買うことが できます。

(1) みとめいん 認印



しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所の てつづ 手続きに つかいます。たつきゆうびん 宅急便や ゆうびん 郵便を もら
うときにも つかいます。

ぎんこう 銀行の こうざ 口座のためにも いんかん(はんこ)が いらいます。つうちょうを
つかって かね お金を だす だすとき、ぎんこう 銀行の こうざ 口座を やめるときも ひつようです。
なくさないようにして ください。

(2) じついん 実印

じついん 実印は しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所に とうろく 登録した いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)です。くるま、とち 土地、いえ 家などを かう 買うとき、かね お金を
かりるときに つかいます。とても たいせつ たいせつな いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)です。



5 いんかん(はんこ)

5-2 印鑑登録<いんかん(はんこ)の登録>

くるま、家、マンションなどを 買うとき、お金を かりるときに 実印が あります。実印は 市役所や 区役所に 書類で しらせた(印鑑登録した) いんかん(はんこ)です。
 印鑑登録は 市役所や 区役所で します。住所を 市役所や 区役所に しらせた(住民登録した)、
 15さい以上の人 が、印鑑登録 できます。1人 1個だけ 登録 できます。
 印鑑登録すると 印鑑登録証 という カードを もらいます。
 実印や 印鑑登録証 は サインの かわりに なります。なくさないように 気をつけて ください。

※印鑑登録証 を なくしたときは、市役所や 区役所、けいさつに なくしたことを しらせる 紙(紛失届)を だします。それから あたらしい いんかん(はんこ)を 登録 します。

ひつようなもの	だすところ	いつ	かね お金
1 いんかん(はんこ) ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃ 2 在留カード、特別永住者 しょうめいしょ うんてんめんきょしょう 証明書、運転免許証 など	しやくしょ くやくしょ 市役所や 区役所	いつでも いい	登録に お金は ありません (お金 が いる場合も あります) ※実印が ほんとうのものである と 書いた 紙を 印鑑証明書 と います。これを もらうとき は お金 が あります。(300円く らい)



いんかんとろうくしやう
印鑑登録証(おもて)



(1) いんかんとろうく 印鑑登録できる もじ 文字

● じゅうみんひやう 住民票が かんじ 漢字の ひと なまえの人

1. かんじ 漢字の かぞくの かぞくの なまえと なまえと あなたの あなたの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
2. かんじ 漢字の かぞくの かぞくの なまえだけの なまえだけの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
3. かんじ 漢字の あなたの あなたの なまえだけの なまえだけの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)

● じゅうみんひやう 住民票が ひと アルファベットの ひと なまえの人

1. アルファベットの かぞくの かぞくの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
2. アルファベットの あなたの あなたの なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
3. アルファベットの あなたの あなたの ミドルネームの ミドルネームの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)

● つうしやうめい かつしやうめい < にほん 日本の なまえ なまえ > を とうろく 登録している ひと 人

つうしやうめいの かつしやうめいの はんこ はんこ

※ がいこくじん 外国人は ひとつだけ ひとつだけ つうしやうめい かつしやうめいを とうろく 登録できます。

※ カタカナの かつしやうめいを とうろく 登録している人は、カタカナの カタカナの はんこも はんこも とうろく 登録できます。



(2) いんかんとうろく 印鑑登録できない いんかん(はんこ)

- ・ じゅうみんひょう 住民票に ない ない なまえの なまえの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ しごとの しごとの なまえ、 なまえ、え 絵など ひと 人の い なまえ以外の いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ ゴムの ゴムの いんかん(はんこ) いんかん(はんこ)
- ・ はんこを はんこを おしたところが おしたところが べん 一辺8ミリの せいほうけい 正方形より ちい 小さいもの
- ・ はんこを はんこを おしたところが おしたところが べん 一辺25ミリの せいほうけい 正方形より おお 大きいもの
- ・ はんこを はんこを おしたところが おしたところが み はっきり 見えないもの、 見えないもの、よめないもの よめないもの

(3) いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書

じついん 実印が ほんとうのもの ほんとうのものであると か 書いた かみ 紙を いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書と にほん います。日本で とち 土地や いえ 家、くるまを か 買うとき じついん 実印や いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書が いります。 います。

いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書は しやくしょ 市役所や くやくしょ 区役所で いんかんとうろくしょう もらうことができます。印鑑登録証(カード)を もって もって行って くださ ください。
いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書を もらうとき もらうときに かね お金が いります。 います。